

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年3月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第6項中「令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが2名」を「、負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が2人」に、「で、年齢の高い順から2人目の児童がこの表の適用を受けるときの徴収金額は、最年長の子ども」を「におけるこの表の適用については、当該負担額算定基準子どものうち最年長の子ども」に改め、「はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目」及び「について」を削り、同表備考第7項中「、特定被監護者等」の次に「（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）」を加え、「はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降については」を「以降は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の保育の利用に係る保育料について適用し、同日前の保育の利用に係る保育料については、なお従前の例による。